

第二十四回国会
衆議院

内閣委員會議録第二十五号

昭和三十一年三月二十日(火曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 山本 条吉君

理事 大平 正芳君 理事 高橋 等君

理事 保科善四郎君 理事 松浦周太郎君

理事 宮澤 胤勇君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 加藤 精三君

北 吟吉君 椎名 隆君

薄田 美朝君 高瀬 傳君

田中 久雄君 辻 政信君

床次 徳二君 林 唯義君

濱野 清吾君 福井 順一君

眞崎 勝次君 山本 正一君

山本 勝市君 西ヶ久保重光君

飛鳥田 一雄君 稻村 隆一君

片島 港君 片山 哲君

西村 力弥君 細田 綱吉君

森 三樹二君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鳩山 一郎君

國務大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

委員外の出席者

議員 山崎 巖君

専門員 安倍 三郎君

三月十六日

委員福井順一君辭任につき、その補

欠として山崎巖君が議長の名で委

員に選任された。

同月十九日

委員辻政信君及び山崎巖君辭任につ

き、その補欠として小林錦君及び福

井順一君が議長の名で委員に選任

された。

同月二十日

委員小林錦君辭任につき、その補欠として辻政信君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員大村清一君、小金義照君、薄田美朝君、福井順一君、栗山博君、横井太郎君及び成田知巳君辭任につき、その補欠として田中久雄君、高瀬傳君、山本勝市君、足立篤郎君、濱野清吾君、加藤精三君及び片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員足立篤郎君辭任につき、その補欠として福井順一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 理事江崎真澄君及び下川儀太郎君同月一日委員辭任につき、その補欠として松浦周太郎君及び石橋政嗣君が理事に當選した。

同日 理事宮澤胤勇君同月三日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に當選した。

同日 理事高橋等君同月九日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に當選した。

三月十七日 國家公務員に対する寒冷地手当及び

石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(受田新吉君外五名提出、衆法第二三三号)

同日 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

憲法調査会法案(岸信介君外六名提出、衆法第一号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。去る一日江崎真澄君及び下川儀太郎君、五日宮澤胤勇君、九日高橋等君等がそれぞれ委員を辭任せられました結果、理事が四名欠員になっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じますが、委員長より指名するに御異議ありませんか。

○山本委員長 なければ松浦周太郎君、石橋正嗣君、宮澤胤勇君、高橋等君をそれぞれ理事に指名いたします。

○山本委員長 憲法調査会法案を議題とし質疑を続行いたします。通告がありますので順次これを許します。片山哲君。

○片山委員 私は鳩山首相に對しまして本案についての總括的質問を行いたいのであります。憲法につきましても

總理大臣としての見方、全体的な考えを聞こうと思つてあります。それはもちろん字句の解釈や法律論の細目にはわたるものではなくして、憲法全体につきましても考え方、特に首相がすでに認められておられるという憲法の三大原則について順次お尋ねしたいと思つております。

第一には第九条の見方であります。読み方と申しますか、これについての認識を聞きたいのであります。これは言うまでもなく、戦争放棄という表題が示しております通りこれが主となつております。戦争放棄の宣言である。首相の認められております三大原則の平和宣言という意味は、戦争放棄宣言と解釈すべきが当然と思つております。一切の戦争を放棄する宣言がわが憲法の平和宣言となつておる、こう読まなくてはならないし、解釈しなければならぬのであります。これから推していきますと、自衛権は放棄しておるのみならず、自衛権は守りましても、武力によつて自衛権は守らなくてもよろしいのであつて、それはその他の平和的な方式で自衛権を行使していくのである。自衛権の目的を達成すべく平和的な方式をもつてやうていかなくなくてはならないという宣言と解釈することによつて、この価値は大きくなるのであります。首相が説明されておりますように、國際紛争に武力は用いないが、ただし自衛権のためには戦力を行使してもいいという意味にこれを狭く局限して、縮小して解釈

いたしますならば、第九条の平和宣言としての価値は半減されてしまつて、何ら魅力は持たないものであります。世界的に申しましても特殊なる憲法、新しい憲法として戦争放棄宣言ということが大きく取り扱われませんでしたゆへは、一切の戦争を放棄する宣言、こういうふうには解釈されなければならぬのであります。よつてまず第一に、鳩山首相の第九条の読み方、見方、その認識を最初に伺いたいと思つてあります。

○鳩山國務大臣 戦争放棄をするといふことを單純に申しましたときには、あなたの解釈通りと思つておられますが、自衛権のために——憲法九条は自衛権行使について必要な措置を禁止しているものとは思いません。

○片山委員 そうすると、勢いこの九条を慎重に読み直していかなくてはならないのであります。すなわちあなたは第一項は認めると本委員会において申し述べられたようであります。第二項の最初の文字に「前項の目的を達するため」という書いてあるのではありません。これは別に字句に拘泥して、これを中心としてお尋ねするのではないが、第一項の目的というものは、日本國民は正義と秩序を基調といたしまして、世界の平和に貢獻したい、世界の平和を達成したい、正義と秩序というのは何を意味するかというところ、これは戦争によらないということと、秩序を重んじて國際關係の調整をはかつていく、一切の國際關係を秩序を重んじて合理的にやうていこう、今唱えられ

ております話し合いの外交というのは、戦争によらないで平和的手段によってやっていくというのであります。それから、第一項の主たる目的はこの冒頭に掲げております平和と秩序ということを中心として、世界の平和に貢献しようということではなくてはなりません。従つて日本は、まずこれを忠実に実行するために武力を行使しないのであるという実証をあげて、戦争放棄の宣言を平和宣言といたしておるのでありますからして、この九条の本旨は——字句よりも本旨、ねらい、使命とするところは何かというならば、平和的手段で一切の問題を解決しよう、つまり前項の目的を達成するということは秩序と正義を重んじて戦争によらないということになっております。でありますからして、その目的を達成するために陸海空軍はこれを保持しない、交戦権はこれを認めない、こういうふうになっておるのですからして交戦権も認めない、武器もすべて捨てるということ、この正義と秩序を基調とする外交方式を達成するということにかかつてこなければならぬのであります。私はそう理解をいたしておりますが、これが常識であろうと思つて、これが九条の読み方であらうと思つてあります。そうすると、あなたのように自衛権だけ武力を使つてもいいということは非常な曲解であります。まことに無理であります。いろいろと弄明されても、それは国民が納得しないと思う。議会においては、いざ知らず、国民の理解できる、納得し得る答弁を願わないことには、憲法の權威を政府がみづから傷つけることになり得ます。憲法の權威を十分に高める

ためには、国民全体が納得する読み方をしてもいい。またそういうふうな解釈をされることが首相としては当然のことであると思つて、この点についての読み方をもう一度伺いたいと思つております。

○鳩山国務大臣 急迫不正の侵略がありまして、そのときにも憲法九条の適用があつて適当な措置ができないというふうなことになる、どうなるでしょう。結局自分の方では戦争は放棄をして、相手方は戦争してもいいというふうなことはあり得ないことだと思つて、向うが戦争をしかけてきまして、日本を急迫にして不正な侵略をして参りましたときに、なお日本は憲法九条を守つていなくてはならないというならば、日本としては自滅を待つより仕方がない、九条はそういう趣旨ではないと思つてあります。九条はそういう場合は禁止していいと思つて、自衛権があるから、自衛の場合はそれは除外——除外というか自衛権は禁止してないという条文だと思つてあります。

○片山委員 あなたはすぐ急迫不正の問題を持ってきたり正当防衛の問題を持ってきたりしますが、それはあつて過ぎると思つて、その前に日本国としてなすべき仕事がたくさんある。つまり急迫不正の状態をあらかじめ防がなくてはならぬ、これを防止するための仕事があるに課せられた大きな仕事である、こう考えますので、その問題についてはあらためて伺ひたいと思つておられます。この九条とあなたの認めておられます三原則の二つの関連を前提として、もう一度お尋ねしたいことがあります。それをお尋ねしたいと思つておられます。

思います。すなわち憲法には三大原則があつて、これは認められるといわれたい。この三大原則はともに制限を加へてはいけない、制肘を加へてはいけない、国民主権に制限を加へるとか基本的な人権に制肘を加へるとかいうようなことは許さるべきことではない、半分だけ国民主権があつて、あとの半分を天皇元首がこれを引き受けているというふうなことはあり得る、とある。国民主権は完全であつて絶対性を持つておる、また同時に基本的な人権も制限さるべきものじゃない、公共福祉のためといへども基本的な人権については制肘を加へることはいけない、これはさきに公聴会がありまして、ときに戒厳教授がその点を説明されたことと思つて、それは当然なことであつて、学説上におきましても基本的な人権に制肘は加へられない、こういうふうなことは絶対的絶対性を持つておる。そういうしますと、この平和宣言においても、基本的な人権に制肘を加へる、戦争の放棄にいろいろな解釈がある、相手方がやつてきたときにどうするかというだけを考えておる、これを私は考えますので、とにかくこの三原則といふものはともにこの憲法の認めております大いなる基本線である、これは絶対性である、これを最初に承認をしておかなければならぬのであります。しかもこの戦争放棄といふことは、すこぶる重要な役割を持つておるものであります。戦争を再び起さないために天皇主権を国民主権に切りかえておる経過がこの憲法の前文の中に明白にうたわれております。すなわ

ち政府の行為によつて戦争の惨禍が再び起らないようにすることを決意をして、つまり国民主権にすることによつて天皇主権の衰微のそでに隠れて戦争を始めた、そういうことを再び繰り返さないということを明らかにして、そうしてそれを防ぐために国民主権を実現しよう、国民主権の起りというものはどこから来たかという、戦争を再びやらせないように、自衛戦争はかまわぬといふ書いていないのです。一切の戦争の惨禍を、どの戦争であつても戦争は惨禍をまきまきしない、水素爆弾を使うならばなおさらのこと、勝つても負けても自滅状態の、その戦争の惨禍を再び起さないようにするために天皇主権を国民主権に切りかえるのであつて、これを宣言して国家の主権が国民にあることをここに確定するのである、この憲法を確定するゆえんは戦争放棄から来る国民主権であるといふことを、この前文は明らかにいたしておるのであります。従つて三原則と不可分一体の關係をなして起ります、しかも国民主権のよつて起るゆえんを明記いたしております。この前文を、あなたは当然認めにならなくてはならないはずであります。この前文に対する認識と、同時にまた国民主権の起つたゆえんを、以上私の考へておるのと同じ考えであるべきではないかと思つておられますが、これについての考えを伺ひたいと思つておられます。

止されていることを行動してもいいとは思つていないのです。急迫不正の侵害があつたときに必要な措置をとれないといふことはいいはずだといふことを言つておるのであります。それを九条は禁止していません。基本的な人権についても同じです。われわれに自由がある、これが民主政治のできた根本です。われわれが自由があるからといって、人の自由を侵害していいという権利はわれわれは持つていない。基本的な人権といふものがあるからといって、他人の基本的な人権を侵してもいいといふと同じことだと思つて、戦争はしてはならぬ、われわれは戦争はしてはならぬが、他人は戦争してやつてきてもいいのだといふことはあり得ないと思つてあります。

○片山委員 そうばく然と申されました、この条文の文字じやなしに精神を解釈して、またこの憲法全体にあふれておられます趣旨をもう少し深く理解してもらわなければならぬと思つて、次のことを私はここであなたに申し上げたいと思つて、すなわちあなたの方首相並びに与党の諸君は、よく、この憲法は権利ばかりを書いて義務の事項はなほだ少い、これは山崎君も提案のときに説明されたかと思つて、しかしこの憲法といふものは申すまでもなく人権憲章といわれたら、政府が国民の自由と権利を保障するために制定せられたのであります。すなわち、歴史の示すところであり、王権を制限する、王権を国民に切りかえさすといふ際の人権憲章が、憲法の形となつて現われておるのでありますからして、この憲法においても憲

法が国民に保障するという文字をよく使っております。国民の自由と権利をこの憲法が保障するのである、国民を隆盛の苦しみから救う、そういうことを中心といたしまして、独裁者に勝手なことをやらさないように、ここに民主政治を興したり、人権を尊重したり、あるいはまた平和的な宣言をいたしましたりして、ここに憲法というものが制定されるようになってきたのでありますからして、特にわが国民、日本の状態に当てはめてみますと、その点については深く考えなくてはならない点が多々あるものであります。申すまでもなくこの憲法制定以前のわが国民の地位というものは非常に低かった。あまりに低いので今度はこれを一定の水準まで引き上げなくてはならない、その水準を保たしめる必要があるというこ

とで、憲法は非常な努力をいたして、国民の地位を上げよう、その権利を確保しよう、その自由を保障しよう、一体だれがこの保障をするのか、だれが一体その水準を引き上げることについて仕事をやるのか、これは働きをするのでしようか、これは政府にその責任が課せられておるのであります。よつてもつて考えてみますと、政府にはこの憲法を守っていくという義務がある。義務はないというわけけれども、国民のために政府がこれを忠実に履行していくという義務が課せられておる。憲法は順守する、憲法を尊重しこれを擁護する義務というものが、政府に課せられた一番大きな義務なのです。この新たな義務ということが、従ってきておるのであります。国民もまたこの憲法の精神を保持するの

義務がある。基本的な人権の条項を見ますならば、国民の努力によつてこの地位を保持することをやらなくてはならないというのを書いておられます。それが、やはり義務であります。大きな義務がたゞ課せられておるのであります。昔風に国を守るの義務、徴兵の義務、君の馬前に大いに奮闘して、しかばねとなつても差しつかえない、そういうことを中心と考えるよりも、もっと大きな問題がここに現れられておるのであります。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること誓ふ。と誓つておられます。これもまた義務であります。またこの憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民全体の絶えざる不断の努力によつて保持しなければならぬ。みなこれは条文にある言葉なんですけれども、みなこれは義務であります。つまり基本的な人権が侵すことのできない永久の権利として守られているならば、また戦争の惨禍から救われて守られているならば、自然に国が守られてくるのである。武器を持って国を守るよりも、もっと大きい人類普遍の原則です。人類不滅の原則と崇高なる理想を深く自覚して、戦争の恐怖と経済の欠乏から免れ、平和のうちに生活をする権利を国民が有するように守っていくなくてはならない義務を、政府は負わされておるのであります。ですから国民の義務、云々という前に、国民の生命を預つておられます。この政府が、非常に大きな義務を持つておられることを考えていかなければならないのであります。この憲法の高き価値というものがここに現れておるのであります。単に国を守

るの義務がないから義務観念が少いというふうなことは、これはもうあまりにも表面的な皮相の見方といわなくてはならないのであります。従つてここに書かれております国民の権利と義務は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、つまりこういうふうな憲法を書くようになったということ、わが国の歴史的な経過にかんがみまして、人類多年にわたるこの人間の生活を向上し自由が圧迫せられておつたのを守つていかななくてはならないという不断の、多年の努力の結晶がここに現われてこの憲法となつてきたのである。こういうふうになかなか秩序を追ひまして、しかも悲愴なる表現を用ひまして、この歴史的な経過を現わしておるのであります。これらの権利は過去幾多の弾圧の嵐をくぐつて、幾多の試験を耐えてきて、現在及び将来の国民に対して侵すことのできない永久の権利として確保せられたものとなつていのである、ということがこれは条文なのであります。これをかれこれと変えるわけにはいきません。厳として存在する最高法規、憲法は最高法規である。こういうふうな特殊な他の法文にはないところの最高法規として歴史的な経過を記述いたしまして、現在及び将来に向つての国民の侵されないのである永久の権利を書いておるのであります。こういうふうになつておるのでありますから、あなた方政府の人々はこの価値の高き崇高なる理想、もちろんこれは空想ではない実現すべき理想です。それなくしてはこの三原則は達成されないのであるこの崇高なる理想を持つ憲法を尊重し、擁護する義務があるということは当然であります。この憲法を

守つて国民全体の幸福を願えばおのずから国は守られてくるのである。福祉の国が守られてくるのである。戦前の国のことばかりを假想しておつては間違いであります。新たな福祉の国、国民が幸福になつて、その生活水準が上つて文化が高くなつて、ほんとうにお互いに自由を尊重し合ひ、道義は高まつてきますならば、それこそ福祉の国としては幸福に順調に育つて上げられていくのであります。この憲法自体發生の過程から、この憲法のねらいというものは武断の国、軍国の日本ではなくて、ほんとうに福祉の国、国民大衆の幸福なる国を実現したいという念願から作られた憲法でありますからして、これを最初にあつて育つてきた戦後の日本の国柄として育て上げていくということ、政府に課せられた大きな義務であります。こういうことを自覚されなければならぬのであります。またお認めにならなくてはならないのであります。ですからこれを十分に尽されておりますならば、この尊重の義務、擁護の義務、これもちゃんと条文に書いてあります。九十七条から九十九条に書いてあります。みなそのために将来のことを心配いたしまして、あらかじめこれを最高法規といつて、わざわざ三カ条をききましてこれを書いて、国務大臣、政府は特にこの大きな責任を持つておる。国会議員、公務員ももちろんその責任はありますけれども、特に行政部門を担当いたしております政府に、この憲法擁護の大きな責任のあることを明らかにいたしておりますことは、何としてもこれは前提なんです。国を守るの義務の前提であるということをお考え願ひたいのであります。そうすれば直ちに急迫不正の問題に飛び込んだり、正当防衛の問題を心配なさる必要はなくなつてくるのであります。これは第二でよろしい、二段にお考えになつてよろしいと思ひます。この意味において第一に基本的に考えなくてはならない政府の責任、政府の憲法に対する態度がはなはだがついておることは遺憾にたえない、でありますからして、まず憲法を尊重し擁護する義務がある。国民のために、新しい国建設のために大きな責任を持つておるという所信が欠けておつたと思ひますからして、その点について明白にしていだきたいのであります。

○鳩山国務大臣 政府が憲法を順守する義務があり、責任があるということはおっしゃる通りであります。国民も同じように憲法を順守し、これを守つていく義務があるのは当然であります。先刻あなたがおっしゃいました、われわれは自分の自由、自分の平和、これを保持するのにももちろん熱心でなければなりません、同時に他人の自由、他人の平和も維持することになつておられます。国のためにということをおっしゃいましたけれども、国民同胞の自由、同胞の平和を守るためにわれわれに不正の侵略、不正あるいは急迫な侵略のときに黙つていていいことは、基本的な考え方に間違ひがある。そういう場合には憲法九条は決して制限をしていくものではない。禁止していくものではないと思ふ。

○片山委員 そこでこの急迫不正の問題、正当防衛の問題について私の考えを申し述べ、総理大臣の御意見を聞き

たいのでありますが、武力で国を守らなくてもよいように、あらかじめ努力をするということが今日最も必要でありますことは言うまでもない。現に世界の人はみな戦争を防止しよう、戦争のないように、戦争の惨禍から世界の大衆が逃げたいというところは、もうあらかゆる合合において現われておるのであります。ジュネーブ会議からバンドン会議から、その他あらゆる世界的な合合におきましては、戦争を避けよう、戦争に突入しないように努力しようとしてこの際でありますから、わが日本におきましても急迫不正の侵入をなからしめるように内外に努力を払うということが、これは言うまでもなく大きな仕事であります。内政においてまずそれをやらなくてはならないし、外交においてもこれをやらなくてはならない。これが何よりも必要なことでありますからして、これを専心努力をいたしまして、急迫不正の侵入のないように、正当防衛論に頭をつっ込んで心配をしないように、あらかじめの仕事が今日の政治の大きな課題なんです。でありますからして、急迫不正の侵入とか正当防衛のことばかりを考えておることは、あつて過ぎておるというか、また時代おくれというか、時代が進んだならば、お互いに別に護身用の武器などは持たなくてもよろしいのであります。これは個人の関係をよくお引きになりますから申し上げますが、正当防衛のために武器なんかを用意しておったのは昔の話でありまして、今日時代が進んでおりますから、何ら武器を持たなくていい周囲の状態で、急迫不正の事実がだんだんだんだんと防止されてきておる、こういうわ

けですから、その個人々々に護身用の武器を持たい時代に、文化が進み時代が前進いたしますならば、当然なってくるわけでありまして、でありますからして、ここにそれを意識いたしまして、そうしてそれを中心といたしまして考えていかなければならないと思ひます。それを差し置いて、それはやっておるけれどもどうも仕方がない。それはやっておるけれども、この程度が一ぱいである。それよりも不意に来た場合はどうするか。この不意にやってくるか来ないかという問題は今日の課題外でありますから、何か外務委員会等における問題として十分論議をしなければならぬと思ひますが、その問題に頭をつっ込んで、この憲法へ持つてくることは、これは実に間違ひであらうと思ひます。あたかもこれは鳥の羽音に驚く平家の末路にほうふつたるものがあることを思ひしめるほどあつて過ぎておる。それよりもなすべき内政外交に對して、この憲法の精神を十分に現わして、急迫不正の事実をなからしめるために最大の努力を払う、この最大の努力を払う意味において、一切の戦争を放棄しておる。自衛権ありといえども、武力で自衛権を行使しないで、平和のうちにこの自衛権を行使する日本であるということ、世界に表明することが必要であらうと思ひます。これが平和宣言——つまり自衛権の問題について武器を持たなくてはならないということは、何ら平和宣言としての価値はないのであります。でありますからして、日本は自衛権はありますけれども、それは平和外交あるいは文化政策その他いろいろの対策を立てまして、この自衛権を文化的に平

和的に守つていくという体制をやつてある日本が、戦争放棄の平和宣言とすることによって世界に打ち出すべき価値のある、また世界においてもこれを期待いたしております第九條であります。それをあつてふために時代おくれの正当防衛論を持つてきますことは、これは実にあつて過ぎておると思ひますし、せっかくの第九條の崇高なる価値、人類普遍の原則に立脚し、平和なる生活を保障しようという建前を立てておるべきところのこの第九條の価値を、非常に弱めることになつて、あなたが平和宣言を認めていられるという趣旨と全く矛盾をすることになります。この点についての考えを明白にお述べ願ひたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 世の中が全く武器を持たずに平和になるということを、願ひていない人はいないと思ひます。けれども現在の世界の平和は、何で維持されているのでしょうか。現在の世界の平和というものは、私は言いかえてみれば、力になる平和だと思ひます。とにかくアメリカも、ソビエトも、原爆、水爆の競争をやつておるじゃありませんか。それからやはりアラビアだのイスラエルもいくさをやつておる。とにかくいくさのない世の中にしたいというところは、これは万人の希望するところだと思ひます。それを達成したいために、みな心配をしておるのと思ひます。しかるに世の中では、とにかく戦争をしないという理想は長い前からあるのでありますけれども、現実においては戦争はやんだことではない。現在においても、やはりそういうような空気がないとは言えない。ですから、軍縮問題でもよく条約

ができないような現情なんですから、現在は各国が自分の国を守る——一時的にでも守れるくらいは防衛力を持たなければ、世界の平和というものはなと思ひます。武力が全くなかったら、いづつ侵略を受けるかも知れなうのです。それでですから暫時でも日本は武力によって抑えられないという形をとつていなければならないから、自衛隊法ができて相当程度の武力を用意してゐるわけだと思ひます。これを戦争をしたいと思つて自衛隊を持つていふこととを考へてゐる人は、私は日本人には今いないと思つております。自分の国を守るためだけに、戦争をするという、他国を侵略するということやないと思ひます。現在の世界平和といふものは、そういうようなことを必要とさせてゐるんですから、いたし方がないと思ひます。(拍手)

○片山委員 あなたの平和に関する根本的な考え方が、あまりよくわからなのです。ことに平素より友愛精神を説かれてゐるのでありますから、戦争をきらうならば、戦争を避けたいといふならば、それに徹しなければならぬのです。あいまいもなことを言つて、自分は平和主義者であるとか、友愛精神を政治の基本になさるうといふのは、その精神は通りません。この際徹底して平和に徹するといふ強い信念あつてこそ、この難局は切り抜けられるわけなんです。しかも平和宣言を守らうと言つてゐるんです。この平和宣言は戦争放棄の宣言と同一であるといふことは、先ほどお認めになつたやうなんです。真に第三次戦争を防止

するために、日本が再び戦争の災害に見舞われることのないように絶対にやになくなくてはならないという信念を国民の前に披瀝されるということが必要なんです。その点について、どうも攻めてくるかも知れないというやうなことをすぐ言ひ出されるので、あなたの平和主義の認識を非常に疑うのです。場合によつては戦争の中に入つて、前回は基地をたたくとか、海外派兵の要請があつた場合においては、海外派兵もあるいは受けなければならぬやうな疑惑を国民に与える。徴兵制度の問題についても疑惑を多く国民に与えて、再び戦前と同じ日本が出てくるやうな思ひます。その際政府としてははつきりと——ことにあなたとしてはこの戦争放棄宣言が平和宣言である、この点、ことに三つの原則との關係をもう少し明らかにしていただきたい。

○鳩山国務大臣 私のお答えは、今までのことで御了解を願ひたいと思ひます。海外派兵といふやうなことは、全く考へておりません。昨日もダレスの方からそう言つていました。ダレスは日本の憲法をよく知つてゐるから、日本が侵略を受けた場合に對してはアメリカはこれを助けるけれども、アメリカが日本に海外派兵を要求するといふやうなことは、憲法上できないことを知つてゐるから、しやしないといふことを、私が何も言わないうに向うから言つてゐるのです。

○片山委員 平和に對する信念が非常に疑わしいのであります。憲法を變えて再軍備をする、こういうことと相並

んで、特にこの憲法は非常に欠陥が多い、再検討をすべきやならぬ、こういうことは政府としての責任に大いに欠けるところがあると私は思うのであります。

進んでこの憲法を守る義務を最も大きくかけられておりますのは内閣であるというのを先ほども申しました。特にいささか条文に照らし合せてこの関係を明らかにしたいと思ひます。が、行政権が内閣に属することは申し上げるまでもありません。内閣はこの憲法の忠実なる執行者でなくてはならない、これもまた六十五条及び九十九条を照らし合せてみますならば、忠実なるこの憲法の執行者、国民のため

に、新たな国家のための忠実なる執行者、こういうふうな内閣がなるのでありますから、この当面の擁護の責任者であります政府がこの憲法を批評したり、あるいは改正すべき点があるとか、検討を加えなくてはならないとか、あるいは外国の圧力が加わってきたものであるというようなことは言ふべきではないのであります。国会がこれを言へば別でありますけれども、政府としては忠実なる執行者、行政権は内閣の専属でありまして、その行政権を執行いたしておる政府といたしましては、この憲法の批判は断じて許されるべきではない。この憲法に欠けるところがあるというようなことは言ふべきではないのであります。でありますからして内閣に憲法調査会を置くということは、たびたびこの委員会において議論になっておりますけれども、私はこれは許さるべきではないと思ふ。そこでこれをこういう面から伺いたいのであります。第九十六條に改正

をするという事は、これはあなたの認めておきます三大原則に反する改正ではなしに、大きな問題の改正ということになると憲法の腐敗なんです。ここでいう改正というものは、第九條を要したり、国民主権に制限を加えたり、基本的人権に制限を加えたりするといふようなことはやるべきではない、手続上のさまつなる細目の改正、根本問題に關係のないところの、根本問題を脅かさないところのさまつに對する改正のみ取り扱うべき問題であらうと思ふのです。しかもこれが国会において発議しなければならぬのでありますからして、内閣はこれに關与すべきではない、私はかように考へるのです。

時間がありませんので私の結論を申したいと思ふのであります。その第二項なんです。二項をよく読んでもらいたいと思ひますが、改正された場合においては「この憲法と一体を成すものとして」と書いてあります。一体をなすものとして、改正されたものと一緒のものになる。だから改正されたものが一体をなす。根本の憲法と矛盾しておるようなことは、これはだめなんです。つまり基本問題に相応じたる、基本問題を認めての上の改正でなくてはならないのです。ですから一体をなさざる改正は許さるべきではない。第九條を削って再軍備をするといふようなことは、一体をなすべきではないのです。第九條を削って再軍備をする、天皇元首制を持ってくる、基本的人権を公共福祉の名をかりていろいろ制限をするといふようなことは、これは根本問題を脅かし、制肘を加へることになるのでありますから、これ

らは一体をなさないことになりす。そうならばこれは腐敗なんです。腐敗はこの九十六條ではやれません。九十六條はさまつなる改正にすぎないのである。根本問題に關係のないことである。しこうしてこれと一体をなすことになんてはならない、こういうことになりす。と——条文の解釈は法制局長官でもけつこうでありますけれども、根本問題について大きな問題の改正は九十六條では断じてできるものではない。この読み方を正しく読んでもらいたいと思ひます。これに關する所見を伺ひます。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

●片山委員 先ほど伺ひ落しました。が、総理大臣はこの前文は全面的に支持ですか。憲法前文については、その精神において全面的に支持されませんか。

うことに相なったわけでありす。そこで、衆議院の事務局長であります鈴木君に御要望の次第を伝えまして、至急に手続をしてもらいたい、こういう要望を私からいたしたわけでありす。事務局側におきましては、この問題がいろいろ法律的にもまた技術的にも慎重に検討を要する点が残されておるといふことで、まだ鈴木君から結論をいただいております。しかし要はこれは国会自体の問題でございますから、国会の運営委員会の問題として取り上げていただいて、それから具体的に話を進めていただく以外にはなからうかと考えておるわけでありす。私の方からも推薦運営委員長にも話をいたしておりますし、また社会党の方からも一つぜひ議運の問題として取り上げますように、御協力をいただければ、この問題が早く進行しやしないか、こういうふうな考えをおるわけでありす。今までの経過を申し上げま

ように、事務局側でさらに検討を加えておりますので、その結論を得た上でわれわれの方としても議運に持ち出したい、こういうふうな考えをおるわけでありまして、今議運に持ち出す段階にまでは至っておりません。

●飛鳥田委員 それではこの法案は審議が終つてしまふ結果になるのであります。結論としては、あなたは御努力をなさつたとおっしゃりながら、実は公開をすることを妨げているとしたか協力せよというお話であります。社会党の法案を提案なさつていらつしやるのはあなたの方であります。提案をなさつてゐる方々が重要な資料の提出について責任を持たるべきことは当然であります。私が御質問を申し上げましてから以後今日まですでに二十日以上を経過いたしております。この間議運に御提案になった事実もない。さらにはまたいろいろな点を検討いたしてゐるという御答弁であります。鈴木さんとあなたの間でどのような検討をなさつて、どのような障害がそこに存在しておつたのか、こういうこともお答えにならない。これではただいたずらに秘密議事録の公開を、形の上では賛成ですとおっしゃりながら、実質的には妨げているとしたか考えられないと思ひます。聞くところによりますと、この秘密議事録は二重帳簿になつてゐるという話であります。総司令部に提出をした議事録とはほんとうの議事録と二重帳簿になつてゐるという話であります。こういうふうな事実も国民は知りたのであります。またものところへ問題に戻してしまふというふうにお笑ひになるかもしれませんが、現行憲法が

成立の経過において押しつけられたものであるかどうかというのを判定するのには、これ以上好箇の材料はないはずであります。少くともいづれなりやを国民は疑つてゐるこの事態において、あなたの方がその最も重要な資料の公開をなさらずに、審議を打ち切られよう、終了しようと思はれますのは、名を民主主義にかきて、実は十分に討論を尽くさない、こういう結果に終らざるを得ないのであります。一体議運に提案できなかったその一番大きな障害は何であるか、このことについてお聞かせをいただきたい。

●山崎巖君 たいだいま申し上げましたように、鈴木事務局長といふいろいろお話をしまして、鈴木君の方で検討の結果事務局として事務的に出せるという段階であればそれを知らせる、それから議運の問題にしてもらいたい、こういうことであるわけでありす。二重帳簿になつてゐるかどうか、そういう点は私もほんろん承知はいたしておりませんけれども、そういう理由から今日まだ議運の運びに至つていないのが実際の真相であります。

●飛鳥田委員 くだいようですが、この資料の重要性をあなたが御認識になるならば、その点においては一致したと思つておつたのですが、もし重要性を御認識になるならば、相手方が事務的に打ち合せをしたあとで障害がなくなつたら提案をしたい、こういう答弁を受け取りつぱなしで、それきりはおつておかれるという理由は私はないと思ふのです。提案者としては少くともこの重大な材料を議会だけではなしに、国民の前に提出をせられる義務があると思ふ。もしそれなしにやられよ

うとするならば、資料も十分に与えずして国民に勝手な議論をさせるという結果に終らざるを得ないと思ふのです。憲法を改正する必要があるかないか、この問題については、この国会の中だけで討論がされておるのではあります。国民ひとしくいづこの場所においても関心を持ち、これを討論しておるのであります。この人々に正確な資料を持たせろといふことは、提案者の第一の義務でなければならぬ、こゝろ私には思ふのであります。ところがあなたは頼みつぱなしで、それっきり。一体ほんとうに熱意があるかどうか、私は疑わざるを得ないと思ふのです。鈴木さんにはあなたは要求をせられて、それ以後鈴木さんからの中間報告をお聞きになつたのかどうか。もしお聞きになつたのだとするならば、その中間報告でいかなる点に障害がありとあつたのか、これを伺わせていただきたいと思ひます。

●山崎巖君 飛鳥田さんから前回御要求がありましてから、数回にわたりまして鈴木事務局長に私は催促をいたしたのであります。ところが鈴木事務局長の方では、いろいろ検討をしておりますが、もうしばらく待つて下さい。それが数日前のことでありまして、そういう事情でございますので、私は別にこの問題について速記録の公開を非常に回避しておる、あるいはこの問題について責任をのがれておる、こういうつもりは毛頭ございません。

●飛鳥田委員 一体どういふところにその待つてくれといふ理由があるのか、お聞いただしにならなかつたのですか。

●山崎巖君 理由につきましては、詳細なことは鈴木君から話を聞いておりません。

●飛鳥田委員 そのようなことで一体国民に十分なる資料を提供する態度と言ひ得るかどうか、御反省をいただきたいと思ひます。あなたがもしこの速記録を公開することに反対だといふ立場にお立ちなるならば、私はあえて申し上げません。

〔委員長退席、保科委員長代理着席〕
しかし速記録を公開することに賛成だとおっしゃる限りは、あなたは単なる個人ではあります。国民の前にこの重要な法案を提案なさつてゐるお一方であります。その方は少くとも責任があるはずで、その責任に基いてもっともこの公開について努力をせらるべき義務があります。そのことを私はあえて申し上げたいのであります。一体それでは今後いつごろこの公開について具体的なステップを踏み出し得るか、この見通しを一つ伺いたいと思ひます。けんか過ぎるの棒ちぎりでは何にもなりません。国民が議論をした、考えたと思ふときに、資料を十分に提供するということがなければならぬのでありますから、この点も一つ御考慮に入れられて、確とした見通しを伺わせていただきたいと思ひます。

●山崎巖君 本日の委員会でも終了いたしましたならば、直ちに鈴木事務局長と相談をいたしまして、すみやかに公開のできるような方法がとり得るとしますならば、善処をいたしたいと思つております。

〔公開反対と呼ぶ者あり〕

○飛鳥田委員 別に私はあげ足をとるわけではありませんが、私が今こうやって伺いをいたしております最中にも、宮澤委員から不規則発言がありまして、公開反対とおっしゃっていらつしやる。提案者のお一方だと私思ふのですが、こういう提案者内部に足並の乱れがあつて、なおかつ至急公開をするように努力をなさると山崎さん断言ができるのでしょうか。ちょっと皮肉っぽいですが、この点も心配ですから、伺わせていただきます。

○山崎委員 私は前回は申し上げましたように、公開について別に初めから反対しているわけではございません。今日まで努力をしてきたわけであり、まだ問題は、くどいようでございますが、これは議院運営委員会が決定する問題でありまして、私がそういう意見を持つておりましたも、私の意見の通りになるかなんかは運営委員会の問題であることを御承知おきを願ひたいと思ひます。

○飛鳥田委員 ちょっとあげ足をとるようで恐縮ですが、前回のあなたの御答弁に、「与党としてはずひ公開の方に持つていきたい、こういうふうな考へております。」、こういうふうな述べておられるわけです。与党としては、とちゃんとおっしゃっているのですが、今の御答弁を伺つておきますと、私はそう考へておりますが、必ずしも私一人でそういう方向に持つていくかどうかかわかりません、とこいうふうな話に戻つてしまいました。しかも有力なる与党委員の中にも反対、対と不規則発言をせられる方もあります。これで一体ほんとうに公開できるでしょうか。もし何でしたら、前に与

党といつたしましてはぜひ公開の方向に持つていきたい、こういうお考へをもっと強くここで明確に述べておいていただきたいと思います。

○山崎委員 初めの御答弁で申し上げましたように、前回飛鳥田さんからその問題が出ましたときに、私は党の首脳部にも一応この問題を諮りまして、これは事務局とよく相談をして、事務局で差しつかえないという意見がきまつたならば、議院に持ち込んでよろしいじゃないか、こういう了解を得ているわけでありまして、従ひまして議院運営委員会に出ます場合には、おそらく与党としては賛成をせられることと私は期待をいたしているわけであり

○飛鳥田委員 この問題は一つ今の約束を信じます。どうせ衆議院における審議には間に合いますまい。しかしながら参議院もございまして、参議院においても十分討論ができますように、この点についての御尽力をいたしたいと思ひます。

次に小さなことを三つ、四つ伺いたいと思ひます。まず第一は、憲法調査会法案を拝見いたしますと、第三条の二項に「委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣が任命する。」、こう書いてあります。ところが前二十二国会において提案をせられた憲法調査会法案を拝見いたしますと、同様第三条の二項において「委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣総理大臣が任命する。」となつております。二十二国会に提案をせられた憲法調査会法案と今二十

四国会に提案をせられた憲法調査会法案はただこの点において異なつております。その他は全部同じです。なぜ内閣総理大臣が任命するとなつたものか、今回は内閣が任命するといふ形になりましたのか、これを伺つていただきたいと思います。

○山崎委員 御指摘の通りに第二十二国会に出ました憲法調査会法案では任命者が内閣総理大臣に相なつております。今回任命者を内閣にいたしましたのは、委員の任命につきましても慎重な手続をとりたい、内閣が任命するといふことは、すなわちその人事につきましては閣議に諮りまして閣議の決定を経てきめる、こういうことになるわけでございます。憲法調査会の重要性にかんがみましてその点を変更いたしました次第であります。

○飛鳥田委員 もしそうだとするならば、なぜ専門委員、これについても内閣が任命するとなさなかつたか。あるいは幹事についても内閣が任命するとなさなかつたか。事務局長もまた内閣が任命するとなさなかつたか。非常に関首尾一貫しない私は思ふわけでありまして、もちろんあなたはきつと委員と、専門委員あるいは幹事、事務局長とはその重みが違ふとおっしゃるかもしれませんが、しかし実際はそうでないことは御存じの通りでありまして、この専門委員がどのような操作をなさるか、研究をなさるかといふことはこの憲法調査会の内容をはば決定するかもしれない重要な問題であります。専門委員は学識経験ある者のうちから内閣総理大臣が任命をするといふことになつておるのでございまして、これと委員とウエイトを奏えて考

は政府の与党とあなたの党派と同様に
せい、こうおっしゃる意味なら意味は
わかります。しかしながら今の民主政
治としてはやはり多数のものを選出し
た有権者の代理とそうでないものとは
多少比例的にやっても無意味なやり方
ではないと思っております。しかしこ
の国会議員三十名の中でそれをどうい
う割り振りにするかは追ってのことと
ございます。

○飛鳥田委員 問題ができてからと
おっしゃるのですが、しかし問題はも
うすでにできているじゃありませんか。
現にあなたあるいは山崎さんはこの
調査会について憲法をどう改正する
かというだけではなしに、改正をする
ことがよいか悪いかということをも
やるのである。そうして改正すべしと
いうことになったならば、初めてその
いづれの箇所を改正するのか、こうい
うことをきめるのだ、こうおっしゃっ
ているわけですか。しかしすでに日本
の国内において、憲法を改正すべし
という議論と、改正すべからずという
議論とが相当な対立を示しておるとい
うことは、御存じの通りであります。
問題はできています。ところが今のお話
ですと、問題が現われてみなければ賛
成、反対わからないじゃないか、こう
おっしゃるのですが、こういうことで
は困ります。すでに国内にその意見の
対立があり、その対立をこの憲法調査
会の中であつた方は処理をなさりたい
と考える限り、今から賛成、反対はあ
りと考えなければならぬのでありま
す。それからもう一つ、国会議員三十
人という中に社会党と自民党とを同数
にしるという意味ならわかるけれど
も、しかし選挙によって出てきたもの

は仕方がない、その比率はやむを得な
いとおっしゃいました。だが一つ思い
起していただきたいと思ひます。二十
二国会で私が本会議において、われわ
れは憲法改正は否かということにつ
いて総選挙を行なつたはずだ、そして
現に国民は現在の憲法を守れというこ
とで三分の一以上のわが党を選出した
のであるから、こうした選挙の情勢に
照らし合せてみてあなた方は憲法改正
をおやめになるべきだという御質問を
申し上げましたときに、あなたは前の総
選挙は憲法改正ということには関係が
ない、こう御答弁になつたはずだ。

憲法改正と関係のない選挙であつた、
こう御答弁になりながら、今ここに参
りますと、とたんにひっくり返つて、
憲法改正のための調査会を作る場合
に、現在の議会の比率はどうもやむを
得ない、こうおっしゃるのであります。
これを私たちは矛盾撞着と呼びま
す。こういうその場その場の答えて
は私たちは困るのであります。話は少
し横道にそれてしまいましたが、とも
かくこの憲法調査会の委員の中に賛
成、反対を同数お選びになる意思なの
かどうか、この点を先ほど来伺つてお
る次第であります。それは国会議員、
学識経験のある者すべてを通じてのこ
とであります。私はここでわが党とあ
なた方の自民党との対決などというけ
ちくさいことを考えておりません。国
民の意思を公平に、正確にこの憲法調
査会の中に反映をさせたいというお心
持ちなのか。たまたま議会の中で、
あなた方が今あなたのおっしゃる憲法
の改正とは関係のない総選挙によつて
でき上つた比率を利用なさつて、見せ
かけだけの公平を持していこうとなさ

るのか、二つに一つ、お返事をいただ
きたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 委員を任命する際
に、委員の方にはあなたは御賛成であ
りますか。御反対でありますかというこ
とを聞いて任命はいたしません。経験
の豊かな識見のある人を選ぶこともあ
ります。それからまた憲法改正に賛
成、反対という問題だけではなく、憲
法の内容を議するのですから、たとえ
ばこの間からの自衛権のことでも、あ
なたの党派に属される方でもやはり自
衛権がいいという考えを持っておられ
る方もあります。またこちらの方で
も、しかしながらさらに考え直そうと
いう人がなきにしもあらずであります
ので、党派の区別でかききりするわけ
にもいきません。これで御了解下さつ
たと思ひます。重ねて申し上げますが、賛
成、反対を確かめて委員をとるとい
うことはいたしません。

○石橋政委員 英邁なる清瀬國務大
臣の答弁として私納得できないので、
ちよつと関連して質問させてもらいま
すが、ただいま学識経験者の任命に
當つては事前に賛成、反対ということ
を調べて任命するようなことはしない、
問ひたすようなことはしないのだと
言つておられますけれども、少くとも
あなたがおっしゃつておられるような
学識経験者ならば、一応現行憲法を改
正すべきかあるいは改正しない方がい
いかという意見というものは世間一般
に発表されておるわけでありまして。何
もあなたの方であなたは賛成ですか反
対ですかと聞かないまでも十分にわ
かつておると私は思ふ。私はその点を
つくといふのはありません。去年二
十二特別国会におきまして、本委員会

鳩山総理に学識経験者の選考について
總理の構想を示されたいという質問を
したのに対して、学者についても同様
に、賛否両論の意見なるべく混合して
採用したいというふうな氣持でおりま
す。と總理は明確に言つておる。あな
たよりもよっぽどのを知つておられ
る。あなたは事前に賛否というものを
考慮して任命しないと言つけれども、
總理ははっきりと賛否両論が混合して
採用されるように任命したいというこ
とを言つておられますが、總理と清瀬
さんとの意見の食い違いがあるのかど
うか、その点ちよつと確かめておきたい
と思ひます。

○清瀬國務大臣 鳩山總理のその御言
明は私聞いておりませんでしたが、こ
れは事實ですが、しかし鳩山總理とい
ふ日本の学者すべての賛否両論を御承
知なからうと思ひます。いわんや今回
は学識経験者は必ずしも憲法専門家の
みを考へておるのじゃありません。歴
史の大家も必要なことです。歴史の盛
衰にかながみてわが国の将来を考えな
ければならぬ。実業家もその通りであ
ります。いろいろな国内の碩学を集め
ますから、この人は賛成、この人は反
対という色分けをしてやるというよう
なことは不可能なことではあります。
○石橋政委員 それでは鳩山總理
が、本委員会において、委員の質問に
對して、できもしないことを答えた
あなたはおっしゃるのですか。これは
非常に問題は重大だと思ひますので、
念のためにもう一度伺ひます。
○清瀬國務大臣 言葉をぎりに言
えばそうもとれますけれども、なるべ
くはそういうふうにとつていう限ら
なければならぬものと善意に解釈しなけ

ればなりません。今から審議しよう
というのに、審議せぬ先から賛成と反対
のバランスをとることがどうしてでき
ますか。会を開いて、問題に対して、
初めて賛成なり反対が出てくるので
す。

○石橋政委員 清瀬さんはあくまで
自論を保持されるいつもの癖が出てお
られるようであります。これはあなた
はここで自論を強硬に突つ張つてい
いかもしれないけれども、それでは總
理にちよつと当ると私は思ひます。先
ほどから申し上げておりますように、
それでは鳩山總理が本委員会において
委員の質問に対して、そういう無責任
な答弁をしておるといふことになる
と思ひます。これは非常に重大だと思
ひます。少くともこのときの質問につ
いても、何も憲法学者についてただし
ておるわけじゃありません。学識経験者の
選考についてどうなさるかというの
で、こつちは何も誘導尋問したわけ
でもない。總理の構想をお尋ねした。そ
れに對して賛否両論の意見なるべく
混合して採用するといふことを言つて
おられる。あなたと明確に違ふ。しか
し内閣で任命するといふものは非常
なウェイトを持つてくる。しかもこの
憲法調査会の主任の大臣は總理大臣で
す。それと憲法担当の國務大臣との間
に、憲法調査会の委員の任命の方式に
ついて、意見の食い違いがあるという
ことは、私軽々に見のがすわけにい
きません。清瀬さんがあくまで自論を撒
回されなければ、鳩山總理に出席し
ていただいて、一体どちらの意見に統
一して、委員の任命をやるのか、これ
を私はお伺ひしない限り議事の進行は

んな不始末はやらないという御意思と承りましたが、しかし憲法調査会は憲法調査会で勝手に調査して、その報告を内閣及び内閣を通じて国会にせよというのとは別個に内閣に提案権があり、その提案権に基いて原案を出すのだ、こういうことでありますならば、選挙制度調査会で行われたような不始末が再びないという保証なさるのでしょうか。政治的な良心とおっしゃるかもしれませんが、良心はもののみごとにあそこ重要問題について、単に良心とか道義とかいうことでなければ、法律的に明確な保証がなければならぬと思う。そうでなければそれが無視されるかもしれない憲法調査会などになり、あるいは専門委員となって入って、當々として働いていただくか、私はこういう点も伺わなければならないと思います。(発言する者あり)お待ちなさい。この問題はまだまだってだれも質問していないことです。

○山崎巖君 先ほどの飛鳥田さんの御質問は、法律論としてどうかというお話でございましたので、かりに内閣が提案する場合の提案の内容と、憲法調査会が提出した結論とは別個のものである、こういうことを申し上げたわけでございます。しかしながら憲法調査会におきまして国会議員並びに学識経験者が慎重審議せられた結論につきましては、かりに内閣が提案する場合におきましても、それが重要な資料であり、それを大いに尊重されるというところは当然であろうと考えるわけでありませう。

○飛鳥田委員 そういたしますと、憲法調査会というものは単なる内閣の諮問機関だということに尽きるわけですか、これも一つ、最終的に伺っておきます。

○山崎巖君 憲法調査会は内閣の諮問機関でございます。内閣から憲法改正を要するか、あるいはこういう点についてどうかというような諮問を出すわけでは毛頭ございません。憲法調査会自体が、前から申し上げますように、自主的に現在の憲法に再検討を加えて、かりに改正の必要がありという場合に、その改正点についてさらに具体的検討を進める、これが任務でございます。決して内閣から諮問を受けて、その諮問に依りて答をするという性格の調査会ではございません。

○飛鳥田委員 しかししづれにせよ内閣は憲法調査会の答申に拘束をせられないというお話ですが、これもくどいようですが、もう一度はつきり伺っておきます。

○山崎巖君 先ほど申し上げた通りであります。法律的にこれを究明せられますと、別なものであるというふうな言わなければならぬわけでありませうが、しかし調査会が結論を見ました場合には、内閣におきましてもその結論を十分尊重するということは当然であろうと思ひます。

○山崎巖君 かりにそういう結論が出ました場合には、政府としても十分にその結論について考慮せられることは、私は当然であらうと思ひます。

○飛鳥田委員 政府は憲法改正を考へておられるのであつて、調査会の結論が改正を可とするというように出ること、これを期待していることは間違ひありませんか。

○山崎巖君 調査会の任務は、憲法改正の要否並びに改正の必要ありとした場合にはどういふ点を改正するか、これが調査会の任務であることは、前から申し上げた通りであります。この答申によりまして御了解を得られるはずであります。

○飛鳥田委員 いま一つお尋ねしておかなければならぬのですが、あなた方は憲法改正を企図しておられることはきわめて明瞭なものであつて、従つてこの調査会の構成メンバーも、結果的にはあなた方の御意見と一致する人が多数出ることとを期待していることもきわめて明瞭なものである。だからこの間の公述人の人々も、自分の意見が十分述べられるように、委員の構成メンバーが振り当てられるならば、出席してもよろしい。しかしおそれるあなたの方の考への通りの委員を多数お出しになるのであらうということによつて、この憲法調査会に入ることとをちゅうちょしておられる人々のおられたことは御承知の通りです。従つて私が非常に心配しているのは、あなた方はこの憲法調査会を政治的意図をもつて強引に構成せようとする計画しておられること、これは火を見るよりも明らかなんでは、そういう際にもっと冷静にお考へ

えになられて、委員の構成も賛否相半ばするような、公平な御選任をされるというのであるならば、われわれも納得する。従つて国会議員も党派的にも賛否双方が同数であるというように振り当てられる用意があるということであるならば、われわれは深く敬意を表しますが、この点国会議員の割り振りと与野党を通じて公平にやるというように、そこまで深く考へておられるか、確かめておきたいと思ひます。

○山崎巖君 調査会が設置せられた場合は、先ほど清瀬文部大臣からお答えになった通りでございます。決してこの調査会ができたとしても、われわれがかつて研究しました、あるいは自由党時代の結論、あるいは改進黨時代の結論、これを調査会に押しつけるという考へは毛頭持っておりません。ただ申し上げておかなければならぬことは、わが自由民主党として憲法改正必要の新政策におきまして憲法改正必要なりということ、国民に打ち出してあります。また鳩山内閣も同様、第三次鳩山内閣成立と同時に、重要政策の第一項目に憲法改正という項目を出しております。従つて政府としても、与野党としても、憲法改正必要なりという確信は持っておりますが、しかし調査会におきましては、広く世論を聞きまして、その結論がかりに受田さんの言われるように、憲法改正に反対だということになれば、わが党としても、政府としても、さらに考慮を加えなければならぬ段階になると考へております。

今ここで反対、賛成同数というような結論は直ちにしかかぬと思ひます。

○飛鳥田委員 この問題の最後にもう一つ伺つておきます。今の山崎さんのお説によりますと、憲法調査会の出した結論に対しては、内閣は単なる理由機関にすぎない、このいふお説であります。従つて内閣は修正も、これを握りつぶしもできない、こういうこととありますが、そんな理由機関であるならば、なぜこれを特に内閣に付置する必要があるのか、国会に付置なすたらよろしいのじやないでしょうか、こういう疑問が生じてくるのであります。内閣はただ經由機関だ、トンネルにしかすぎないというお話ですが、そんなら何も内閣に無理して置かないで、国会に付置なすたら一番直接的ではないか、それは技術的な困難はありまじやう。学識経験者をこの委員の中に入れるという点で、技術的な困難はありまじやうが、それはあくまでも技術的な困難という点であります。そういう技術的な困難な問題は乗り越えて、本来の本質的な姿においてこの調査会を設置せられることの方が正しいんじやないか、私はこう思ふわけですが、なぜ内閣に置いて国会に置かないのか、こういうことをもう一度、今の内閣は經由機関にしかすぎないということとからめて御説明をいただきたい。

○山崎巖君 法文にございますように、この憲法調査会が結果が出ました場合には、内閣を通じて国会に報告することと同時に、内閣自身にも報告することになっておることは、この法文によつて明らかでございます。国会に置かずして内閣に置きました理由につき

ましては、これは前回あるいは前々回に他の委員の方の御質問に詳細にお答え申し上げましたように、従来の例から見ましても、学識経験者と国会議員と同列に置く委員会であるかどうか、国会に置くよりも内閣に置くことが適当である、こういうことから設置をいたしたような次第でありまして、その結果につきましては、国会と同様内閣にも報告することになっておることは条文によって明らかであると思ひます。

○飛鳥田委員 清瀬さんの御意見も伺わせていただきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 山崎議員の御説明と変りはございません。しかしながら学説的のいろいろ申しますと切りはございせんが、日本国憲法は有効な憲法でございます。われわれはこれを順守しつつあります。

○飛鳥田委員 だいたい清瀬さんのお説は受けてきたように私は思ひます。完全主権のない時期に制定されたものだ、押しつけられたものだ、こうおっしゃっていらっしゃる。さらに記憶が不確かですが、参議院において國際法、すなわちヘーグ規約四十三条、大西洋憲章第三条に違反しているから、これは無効なものだとおっしゃる。これは無効なものだとおっしゃる。このように記憶いたしております。こういう点から考えて参りますと、なぜこれが有効であつて、順守しなければならぬという御説明をなさるのか、私は非常に疑問に感ずるのであります。おおよそ意思の自由のないところに適法な法律行為の成立いたしませんこと、先生御存じの通りであります。完全主権のない、いわゆる占領軍命令によつて作つたとおっしゃるこの憲法が、なぜ法律的に有効なのか。この問題についてあなたも明治憲法の改正様式に従つて改正したから有効だなどとおっしゃることは、これは少しいただきかねます。それは一個の形式です。もしお説のようだとするならばそれは形式であります。手続をもつて実体をおおうがごとく御言説は一つお許しをいただきたいと思います。なぜ意思の

自由のないところに適法な法律行為が成立したのか、この点についてもう少し法学者としての清瀬先生のお説を承わりたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 飛鳥田さんも私も同じ法教育を受けた者であります。私法上の行為も意思が圧迫されたために当然無効じゃございせん。で、取り消し得べき行為となつております。いわんや國際公法においては、多く戦争終末の平和契約は、みなこれ意思の自由を欠いた敗戦者の意思を抑圧した契約であります。ウェストフリアの条約でもヴェルサイユ条約でもわがボツダム宣言でもその通りであります。しかしながらこれは公法の上においては無効とはいはさないのです。別的情勢が起つてこれを取り消し、改正するまでは有効と受け取つておるのが、國際公法の原理でございまして。それゆゑに、ボツダム宣言があり、わが國は降服しておるときにかような憲法を作らなければならぬことになつたのは身を切るよりつらいことではございせんけれども、これは法律的には今有効な憲法でございまして。

○飛鳥田委員 初めてそういうお説を承わりました。今國際法上のお話をなさいましたが、それは國と國との關係であります。この憲法は國內法であります。國際法をもつて國內法をおおふような御言説も一つ御容赦賜りたいと思ひます。さらにもう一つ驚くべきことは、意思の自由のない、圧迫せられた行為も即座には無効にならない、その通りでしよう。それならばこの現行憲法は瑕疵ある意思表示ですか、きずのある憲法ですか。そうおっしゃらばかりでした。この点明確にしてい

ただきたいと思ふのです。

○清瀬国務大臣 國際法なりあるいは國內の公法の範圍においては民法と同じ瑕疵ある意思表示という言葉は使つておられないのであります。やはり圧迫のもとに受けても有効な条約、有効な公法となつておるのであります。ただ理解のために初め民法のことを言つただけのことです。公法の範圍あるいは國際公法の範圍にはヴォイダブルな、瑕疵ある行為ということはお認めおけません。やはり有効でござい

○飛鳥田委員 けつこうです。多分そうおっしゃるだらうと思つたのです。が、それならばあなたのお説は非常に矛盾しているのではないかと。たとえば現行憲法についてその憲法改正の限界があるかどうか、こういうことを前々回の国会において私たちの同僚が質問いたしましたときに、あなたは、私は限界はあろうと思つたのです。憲法制定権の混淆は自説論法でございまして。から、今われわれがもし新憲法を作るといへば、やはり日本國民に主権があることを變更することはできないと思ひます。こういうふうには、憲法改正について限界があると述べておられます。ところが現行憲法が有効であるとせられるならば、明治憲法から現行憲法に變るときに、一体限界がありましたか。こういうふうには、明治憲法から現行憲法に變るときに、その改正の限界を全然無視することをして、今有効だとあなたはおっしゃつておいて、今度はさらに憲法を改正しようとする場合に、くちびるを翻して改正の限界がありませんとおっしゃる。こういうことを矛盾と言わずして何を矛盾と呼ぶので

しょうか、伺わしていただきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 明治憲法改正要件によつて、そのときまでの主権者であつた皇室から御発案なさつております。それからして明治憲法規定の枢密院を経て、少くとも憲法の上においては、合憲に発案されて国会の承認を得ておるのであります。しかしながら、實際はわが國は負けて、非常に國民が嘆いておるときに、一部の政治家を開放しておられたこの政治的意味については、非常に議論はありますが、今の憲法は、憲法として有効な憲法でござい

○飛鳥田委員 どうもますますわからなくなりました。もう少し問題をさらさずに、明確に答えていただきたいと思ひます。明治憲法から現行憲法に改正が行われたのだから、われわれはこれを認める、こういうふうなお話がありました。だからこそ、それでは明治憲法から現行憲法に變るときに限界がなかったじゃないですか。こう私は申し上げておるのです。が、限界がなかったことをあなたが認めになる以上は、今度新しく憲法を改正しようとするときに、あなたがどんなに言葉丁寧に、現行憲法の改正には限界があつたと思ふのです。などとお答えになつたつて、だれも信じやしませんよ。またやるに違ひない、あの手だな、こう思ひます。よ。私たちは、やはり前にあなた方が限界を無視して作つて、しかもそのできたものを有効だとおっしゃるのなら、またその手を用いるだらう、こう思つてお尋ね申し上げたんです。ところがあなたはそれを避けようとして、

主権者たる天皇の御発案によって、枢密院會議の議を経てやっただから有効だ、こうおっしゃるのです。それではまたあなた方は、現行憲法の国民主権、この国民主権の集約点である最高の機関の国会が発案して認めただから、差しつかえないときつと言われるに違ひありません。そうすれば国民主権まで否定できるということじゃないですか。私はそういう非論理なことをおっしゃる前に、再々申し上げておきたいのです。もう一度伺わせていただきます。あなた方は現行憲法を押しつけた憲法である、意思の自由のないところの憲法である、それは民法的にいってみれば瑕疵のあるものだが、しかし公法上はそうもいえないから適法だと考えている、しかもその適法である根拠としては、明治憲法の改正手続によって行なっているのだ、だから有効だ、こうおっしゃるなら、憲法の改正の限界について云々なる資格がありますか。

○清瀬國務大臣 これは多分に理論闘争になつてゐるのです。最終のぎりぎりまでいけば、国民主権の憲法の改正に、国民主権を除いての発案は、これは自己矛盾であります。しかしながら、實際問題としてわれわれの考えるのは、国民主権のことも、基本人権のことも、平和主義のことも、この三つのことは認めて憲法改正に進みたいと言つておられます。それで問題はすでに解決してゐるのであつて、そのうしろにある法律哲學のことは、いろいろと學者によつて意見もございます。いわゆる進歩學者の方が限界があるとおっしゃつてゐるのです。私は保守黨に属してありますが、その点においては、

むしろ進歩學者の説を採用いたしました。憲法改正に限界あり、こう申してゐるのです。これ以上お聞き下さつても學說の披瀝というふうなことに終りますので、この程度におとどめ願ひたいと思ひます。

○飛鳥田委員 変なお説を聞きますが、私たちはここで国民の總意として議論をしてゐるのです。筋を通さない議論などというものはナンセンスです。ところが學說の披瀝はよしよしと、こういうお話であります。一体私たちは學問を尊重し論理的な議論を展開しないで何があるのでしょうか。そういう非論理なことによつてこの國會の議論がねじ曲げられていたのが今までの通弊で、今後あなた方はそういう態度をおとりにならうとするのか、これを伺つていただきたい。

○清瀬國務大臣 私は、政治上の實際として必要な限度においては、法理論を戦わします。これが限度でござい

○飛鳥田委員 はなはだ失礼ですが、憲法の解釈は政治上に必要な議論でしょうか、法理論でしょうか、これを伺ひます。

○清瀬國務大臣 必要がある場合と、必要のない場合とがございます。

○飛鳥田委員 それでは伺ひますが、国民主権を制限しないとあなたはおっしゃつた。だがしかし今や現に国民主権を制限しつゝある。なぜかと云へば、それは国民の権利及び義務という

文章について、あなた方は人民の集会、結社その他信教の自由、こういうものを、法律の範圍内において、すなわち公共の福祉に反しない限りという事実をつけて、法律事項にしていこ

うとする、こういうことであります。ところが現行憲法によりますならば、居住権及び職業選択の自由を除いたすべての自由権は、法律事項ではありませぬ。法律によつても制限し得ない国民の権利であります。この権利を法律事項をもつて制約しようとすることは、すでに国民主権の中に食い入つてゐるのじゃないですか。あなたは表に国民主権に尊重し、陰において現実に一城々々を落していこうとする態度をとつていらつしやる。こういう点を考へてみますと、先ほど来のお説を私は信ずることができないのであります。もつと率直に、改正には限界ありません、明治憲法から現行憲法にやつたと同じ手口をまたやります、こうおっしゃつた方がいいに違ひありません。

○清瀬國務大臣 そう言へば、あなたの方がこちらを攻撃する討論には大へん都合がよからうと思ひますが、われわれは国民主権は変へず、基本人権は尊重し、平和主義はとる言つておるのです。これに何か御不足があるのですか。まさか、質問の中に基本人権を云々するとおっしゃいましたか。私どもは、基本人権は變更せずということ

はたびたび言つておるのです。だから、いつかの場合に、來たるべき憲法において、基本人権を制限しますと答へておつたら、あなたの御質問はレリヴァントない質問ですが、だれも基本人権を變更しようとしておるの

じゃないのですよ。

○飛鳥田委員 では伺ひますが、現実に国民の自由を法律事項に書いていこうとするのは国民主権の制限でありますか、ありませんか。そういう意圖をあなたが持つていらつしやる、いらつ

しやらないは別でございませう。純粹にそのことだけを伺ひませう。

○清瀬國務大臣 それは規定の内容いかんによります。現在の民主憲法においても公共の福祉に反することは制限を許してゐるのであります。そういう問題は具体的な案件に當つて議論しないに役立ちませぬです。

○飛鳥田委員 それでは、もつと具体的に伺ひませう。明治憲法の中に定めてありましたような法律事項による制限を、あなたは国民主権の制限であるとお考へになるかならないか。

〔清瀬さんの頭も古くなつたな〕と呼ぶ者あり

○清瀬國務大臣 大へん私の頭も古くなりましたが、あなたのお問ひも進歩し過ぎておる、飛躍しておるのではありません。明治憲法だつて必ずしも不

道理のものばかりではないのです。しかしながら法律で制限する範圍も多い、たくさんあります。あれはもう少し縮める方が私はいいと考へております。

○飛鳥田委員 いいか悪いかということとを伺つてゐるのではなく、それは国民主権の制限ではありませぬか、ということとを伺つてゐるのであります。

○清瀬國務大臣 それは事項により、また制限の仕方にもよります。

○飛鳥田委員 僕はかなり自分の感情を抑へて、論理的にお伺ひをしてゐるつもりですが、何かのらりくらりとお逃げになる、残念であります。

そこで次の質問をさせていただきますが、あなた方は憲法の第二章について、それが非常に空文化してきてゐる、端的に言えば現在の実情に合わないとおっしゃつていらつしやるわけ

あります。従つてなるべく現在の情勢に合わせた、こういうお考へを述べられましたが、一体、憲法の第二章が現在の社会の状況と合わないとなつたといふことの責任はどこにあるのでしやう、現在の、あるいはその前に続くところの保守黨内閣の責任ではないでしやうか、このことについて伺ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 問題が具体的にありませんから……歴代の内閣または立法院といへば國會であります。戦後十年間の政治のやり方が影響しておる場合もございませうし、あるいは本質的にこの憲法がいけなかつたという場合もあると思ひます。あまり問ひが広範で、大きなお問ひでありますから、私の力ではお答へできないのであります。(笑聲)

○飛鳥田委員 この憲法によりまして、國民はすべて就労する権利を持つております。労働をする権利を持つております。ところがこの人々は、今潜在失業者を合せますと一千万人にも上る失業の群に追ひ込まれてゐるわけ

です。これを憲法と現実の矛盾といわすして何かということをお私たちは考へるのであります。こういう状況を作り出してこられたことについて、現在の内閣も責任を分有せられるおつもりがあるかないか。

○清瀬國務大臣 飛鳥田さん御承知の通り、労働権といふのは、それに対する義務を生じたのではなくて、一種のプログラムの憲法の規定であります。今、失業があることは憲法違反だといつたようなことは言い過ぎでありますけれども、われわれは一日も早く失業問題を解決したいと思つて、

五カ年計画を作り、完全雇用の状態を持ち来たそうと努力いたしておるのでございます。

○飛鳥田委員 最後の一つ、時間もありませんので伺っておきますが、およそ資本主義社会の憲法をながめて参りますと、現実とその憲法との間に非常に大きな矛盾がある。その矛盾について日本を見て参りますと、特にまたその上に日本の資本主義の後進性あるいは封建的な諸関係の残存、こういうことを交えまして、もっと大きな二重の開きが出て参っておるように思うのであります。そうした矛盾あるいは開きを、あなた方はこの憲法を改正することによって解決しようとなすっていらっしゃる。これを私たちがながめて参りますと、それは解決にはあらずして、憲法の水準を下げて現実を肯定する側に近寄ろうとなすっていらっしゃるのであります。私たちは逆に憲法を、少くともそこまで国民の生活水準を引き上げなければならぬ理想として、基準として、考えざるを得ないのであります。この点について、あなた方は憲法を引き下げて現実に合わせてやうとなさる。私たちは社会生活、国民生活を上げて憲法の方に引き上げていくと考へておる。この二つの矛盾について、あなたはどのような御所感をお持ちであるか、承わらせていただきます。して、僕の質問を終わります。

○清瀬國務大臣 この点についてはあなたと同一の希望を持っております。日本国民の生活水準が上り、最大多数の最大幸福が持ち来たされるように、われわれは日夜念願いたしております。

○飛鳥田委員 実は伺うつもりではな

かったのですが、そうおっしゃいますので、私はもう一つ追加して伺わせていただきます。それでは家族制度を復活させよう、こういうことについてあなたはどうか考へになりますか。私は少くとも日本の現在の社会生活の中で、いたずらに過去の家族制度を復活させるといふことは、社会の上に混乱を起す、こう言わざるを得ないと思うのであります。この点についても、答弁というよりは御所感を伺いたしたいと思います。

○清瀬國務大臣 過去の家族制度を復活する考へはございません。

○飛鳥田委員 けっこうです。

○山本委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局